全Ｌ協保安・業務Ｇ６第１７１号

令和６年１１月５日

正会員　各位

(一社)全国ＬＰガス協会

準工業地域における中核充填所の貯蔵量における規制緩和について

(お知らせ)

標記につきましては、建築基準法において危険物を貯蔵・処理する建築物について、用途地域ごとに貯蔵・処理の量に応じて立地を規制しており、液化石油ガスについても準工業地域は３５tの制限を受けていることから、災害時にも自立的に稼働が可能となる中核充填所については、貯蔵量の緩和要望を提出いたしました。

上述の内容等の要望を受け、国土交通省において、２０５０年カーボンニュートラルの実現や２０３０年温室効果ガス４６％削減目標の達成、さらには、今後、水素を含む新たなエネルギー源への転換が進み、関連施設を市街地に立地するニーズが高まることを見越して、危険物の貯蔵等に関する用途規制のあり方について検討会(危険物の貯蔵等に係る規制の合理化に関する検討会)が設置されました。

当協会からもオブザーバー委員として参加した本検討会の議論の結果、令和６年１０月４日付けで同省から都道府県に対して、準工業地域における中核充填所の貯蔵量については緩和が可能となる通知が別添のとおり発出されましたので、お知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては関係者に対し、また直接会員におかれましては関係する営業所等に対し、お知らせくださいますようよろしくお願いいたします。

【建築基準法第４８条の規定に基づく許可の運用(技術的助言)主な概要】

**○安全性**

・貯蔵設備又は処理設備の外面から液化石油ガスの中核充填所が存する敷地の敷地境界に対し第二種設備距離以上の距離を確保すること。

・これによることが困難な場合は、敷地境界と貯蔵設備又は処理設備との間の適当な位置に厚さ１２㎝以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設置並びに防火上及び消火上有効な措置を講じることにより、周辺市街地の安全を確保するための措置が講じられていること。ただし、隣地が河川又は海その他これらに類するもの（人が立ち入らず、当該土地等での開発行為が見込まれないものに限る。）であり、周辺市街地の安全を確保できる範囲については、第二種設備距離を敷地境界内に収めなくてもよい。

・容器置場の外面から中核充填所が存する敷地の敷地境界に対し第二種置場距離以上の距離を確保すること。なお、これによることが困難な場合は、敷地境界と容器置場との間の適切な位置に障壁を設置することにより、周辺市街地の安全を確保するための措置が講じられていること。ただし、隣地が河川又は海その他これらに類するものであり、周辺市街地の安全を確保できる範囲については、第二種置場距離を敷地境界内に収めなくてもよい。

**○貯蔵量**

・中核充填所からの配送の対象である区域のＬＰガスの需要量を考慮して、必要な量の液化石油ガスを貯蔵するものであること。

**○出入口の位置**

・中核充填所の出入口は、交差点の近接部、急勾配の道路、バス停の近接部等の自動車の出入りが道路交通の支障となる場所又は自動車の出入りが 困難な場所を避け、また敷地内に搬入車両による充填のためのスペースを確保することにより、極力周囲の居住環境や道路交通に対する影響が少ない場所に設けること。

**○その他**

・中核充填所において、高圧ガス保安法、ガス事業法、消防法等の法令により規制を受けない酸素等のガスが、大量に貯蔵又は滞留することのないような措置が講じられていること。

　以　上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ　瀬谷、國坂